

# 新潟暮らし創造運動ロゴマーク 使用マニュアル



新潟暮らし創造運動

## 1 はじめに

新潟市は地域、民間、行政が一体となって「暮らしやすさNo. 1」を目指すため、新潟暮らしの良いところを伸ばし、弱点・欠点を改善する取組みを推進し、新潟暮らしの魅力を市内外にアピールする「新潟暮らし創造運動」を展開しています。

市民の皆様、民間事業者の皆さまにも参加していただくために「新潟暮らし創造運動」のロゴマークを制作し、たくさんの方に利用していただけるよう、使用するときの注意点をまとめました。

## 2 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、新潟市に帰属します。

## 3 ロゴマークの使用手続き

使用条件	以下のいずれかに該当すること ・本市の暮らしやすさを向上する取組みをPRする ・新潟暮らしの魅力をPRする ※販売を前提とした商品やその包装には使用することができません。
使用料	無料
手続き	原則不要。市ホームページへの掲載を希望する場合は届出が必要。
使用期限	原則として使用期限はなし

- ロゴマークは多くの方に使用いただくことを目指しています。ルールをお守りいただければ、**どなたでも自由に無料で使用できます。（手続き不要）**

### 【注目ポイント】

使用について**届出をしていただくことで、市ホームページなどで届出者の取組みやイベント情報を掲載**させていただきます。取組みをPRするチャンスです！

●以下のいずれかに該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用することができません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (5) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用上適当でないと市長が認めるもの

●使用しようとする者が、以下のいずれかに該当する事業者の場合は、使用することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用者として適当でないと市長が認めるもの

## 4 ロゴマークの使用例

下記のような使用方法を想定しています。もちろんアイデア次第で、様々な場面で使用いただいて結構です。

使用者（例）	使用方法（例）
個人	SNS、ブログ、案内状、手紙
地域団体	回覧板、イベントポスター、案内状
商店・店舗	のぼり、イベントポスター、チラシ、ホームページ
学校	イベントポスター、チラシ、教材
企業	名刺、社用車、ポスター、ノベルティ、ホームページ

※あくまで一例です。

## 5 使用改善指導及び使用差し止め

目的と異なる使用または「新潟暮らし創造運動ロゴマークの使用に関する要綱」に定める第 4 条に該当する使用を発見したときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用を差し止め、使用者に対し、物品等の回収等の措置を請求します。

なお、その際に使用者に損害が生じても、新潟市はその責めを負いません。

## 6 その他留意事項

- ◎ 新潟暮らし創造運動ロゴマークは商標法に基づく所要の届出を済ませていますので、使用者がシンボルマークを自己のものとして商標または意匠として使用（登録）することはできません。
- ◎ 新潟市は、ロゴマークの使用に関して負担した一切の費用は負担いたしません。
- ◎ ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。また、ロゴマークを使用した事業などで第三者に損害を与えた場合は、使用者がこれに対し全責任を負い、新潟市に迷惑を及ぼさないように処理するものとします。

### 〈お問い合わせ〉

新潟市 地域・魅力創造部 新潟暮らし奨励課

〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

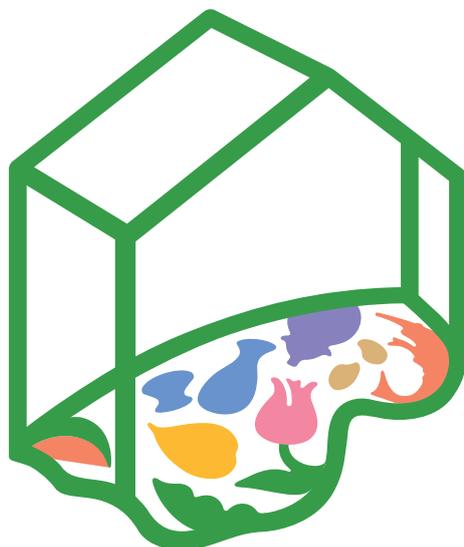
電話：025-226-2149（内線 32149）FAX：025-224-3850

E-mail [kurashi@city.niigata.lg.jp](mailto:kurashi@city.niigata.lg.jp)

新潟市ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/>

## 「新潟暮らし創造運動」ロゴマーク

---



# 新潟暮らし創造運動

## コンセプト

---

新潟市の形に屋根をかけ、一つの家として表現。

中には新潟市の米、酒、食と花の銘産品（新潟すいか、ルレクチエ、くろさき茶豆、十全なす、チューリップ、南蛮えび）が色鮮やかに配置されています。

新潟市民、里帰りする人、新たに訪れるお客様など様々な人に、豊かな自然、おいしい食と花でお出迎えする姿を表し、新潟市のおもてなしの心や暮らしやすさなどのアットホームな魅力を発信しています。

## シンボルマーク

### ■カラー



CMYK カラー／

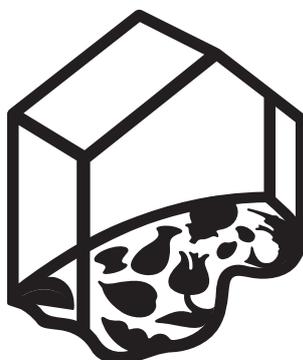
■ C80 M17 Y100  
■ C50 M50  
■ C15 M30 Y60  
■ C60 M35  
■ M60 Y60  
■ M30 Y90  
■ M60 Y15



RGB カラー／

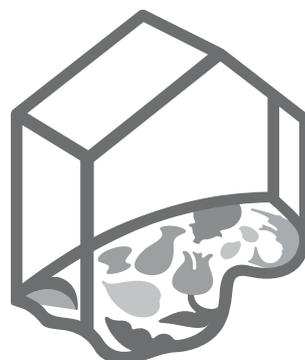
■ R13 G151 B59  
■ R143 G130 B188  
■ R222 G185 B113  
■ R111 G148 B205  
■ R232 G131 B93  
■ R250 G191 B19  
■ R238 G134 B161

### ■モノクロ



CMYK カラー／

■ K100



グレートーン／

■ K70  
■ K55  
■ K45  
■ K40  
■ K27

## ロゴタイプ

### ■カラー

CMYK カラー／ ■ C80 M17 Y100

RGB カラー／ ■ R13 G151 B59

# 新潟暮らし創造運動

### ■モノクロ

CMYK カラー／ ■ K100

# 新潟暮らし創造運動

### ■グレートーン

CMYK カラー／ ■ K70

# 新潟暮らし創造運動

# シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ

## ■横



新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動

## ■縦



新潟暮らし創造運動

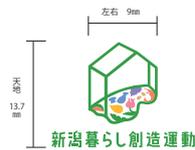


新潟暮らし創造運動



新潟暮らし創造運動

## ■最小サイズ



# ネガティブ表示パターン

※濃い背景色の場合などロゴデザインが見えにくい場合の表示方法

## ■横



## ■縦



# 写真背景表示パターン

※コントラストがはっきり見えない場合の表示方法



## 使用にあたっての注意事項

ロゴを使用する際の注意事項です。マニュアルにそって使用することでイメージの統一化ができ、PR効果が高まりますので正しくご活用ください。

### — 禁止事項 —

#### ■縦横比率の変更



#### ■カラーの変更



#### ■回転させる



#### ■上に図柄、文字などを重ねる

